

小金井市医療的ケア児コーディネート事業委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

- (1) 医療的ケア児に係る社会情勢の理解は十分か。
- (2) 本市の医療的ケア児の現状について把握又は分析がされているか。
- (3) 本事業の目的達成に向けての考え方が明確に示されているか。

2 事業実施体制について

- (1) 実施窓口は市内に設置される見込みがあるか。また、その周知方法に工夫が見られ、分かりやすいものとなっているか。
- (2) 事業を適切かつ円滑に実施できる体制がとれているか。
- (3) 専門性が十分に活かされているか。
- (4) 個人情報は適切に管理できる体制となっているか。

3 仕様書に基づく各事業の実施方法について

- (1) 各事業の実施方法が具体的に示されているか。また、それは実現性があるものとなっているか。
- (2) 実施方法に工夫が見られ、効果的なものとなっているか。
- (3) 追加事項の提案はあるか。また、それは実現性がありかつ効果的か。

4 業務実績について

- (1) 類似業務の受託実績又は関連事業の運営実績等、医療的ケア児及びその家族の支援に係る実績を有しているか。

5 見積額について

経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているか。

6 提案書について

具体的で分かりやすいものとなっているか。

7 プレゼンテーションについて

- (1) 企画提案書の内容を分かりやすく所定時間内に説明しているか。
- (2) 質問に対して簡潔かつ明瞭に的確な回答ができるか。
- (3) コーディネート業務担当者は知識を有しており、熱意が感じられるか。

II 審査評価方法

1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

2 第二次審査

第二次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーション

について、「III 審査項目」によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数		評価基準	説明
	※注		
5	10	特に優れてい る	当該要素について、評価 できるもののうち、特にそ れが顕著な水準である。
4	7	優れている	当該要素について、評価 できるもののうち、円滑に 遂行できる水準である。
3	5	ふつう	当該要素について、被評 定者に要求したレベルをほ ぼ満たしており、特に支障 のない水準である。
2	3	やや劣る	当該要素について、劣る 部分や問題点があり、時に は支障をきたす恐れがある 水準である。
1	1	劣る	当該要素について、劣る 部分や問題点があり、頻繁 に支障をきたす恐れがある 水準である。

※第一次審査の審査項目8、9、10及び第二次審査の審査項目11の場合

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

別途設置する審査員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないと審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定

しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）記載されていないもの
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合